滝上町告示第57号

滝上町出産・子育て応援ギフト支給事業実施要綱（令和５年告示第５号）の一部を次のように改正し、令和６年４月１日から適用する。

令和６年４月15日

滝上町長　　清　原　尚　弘

第５条第３号中「対象児童が３歳に達する日」を「対象児童が１歳に達する日以後の最初の３月31日（令和６年３月31日までに１歳に達した児童の養育者は令和７年３月31日）」に改める。